



令和8年7月14日

担当課	保育こども園課 教育政策課
担当者	大江、宗
電話	(073) 435-1064 (073) 435-1135
内線	5270・3102

－物価高騰への対応－

園児等への給食費支援を開始します

和歌山市では、物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯への独自支援として、給食費負担の軽減を実施します。本制度は、3歳から5歳までの保育所・幼稚園等に通う子供の保護者及び**在宅で育児を行っている保護者**に対し、給食費相当の一部を支給いたします。

対象者：令和8年4月1日現在、和歌山市に住民登録がある3歳から5歳まで（R2.4.2～R5.4.1生）の子供の保護者

支給額：申請により子供1人あたり年額**36,000円**



支給日：令和8年**7月21日**（火曜日）以降順次支給

支給方法：確認が完了した方から順次、指定いただいた口座へ振込

まだ申請をされていない方は、QRコードを読み取るか、URLから申請してください。

<https://logoform.jp/f/gJDqy>

